

平成25年5月8日

日本弁護士連合会事務総長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 今 崎 幸 彦

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、全国弁護士協同組合連合会（以下「全弁協」という。）が運営する保釈保証書発行事業（以下「本事業」という。）については、貴連合会から、4月15日付け「全国弁護士協同組合連合会による保釈保証書発行事業の運用開始に当たっての御協力をお願い」と題する書面及びその添付資料の交付を受け、本事業の事業態勢が整った弁護士協同組合のある都道府県において、当該地域の裁判所に対し、同書面記載1ないし3の事項の要請（以下「本件要請事項」という。）を行う予定である旨の説明を受けたところです。

上記資料において説明されているその趣旨からすれば、本事業は、利潤追求の手段として行われるものではないと理解しております。また、本事業の運用に当たっては、本事業が法令に触れるものでないことも重要と考えます。そして、これらの点については、裁判所としても、必要な情報の提供をいただきたいと考えております。

さらに、貴連合会は、本事業が積極的に利用されることを希望しておられるとのことですが、今後どの程度利用されるかは、最高裁判所として予測できるものではないと申し上げざるを得ません。すなわち、保証書による代用を許可する可否かは保釈担当裁判体の判断事項であり、その際、全弁協の発行する保証書が、被告人の出頭及び身柄の確保に対する担保力をどの程度有しているかは、被告人と保証委託者との人的関係や、保証委託者の資力などの事項に加え、全弁協が保証書の発行に当たってどのような審査を行うのか、仮に保釈保証金の没取決定がなされた

際に全弁協からの求償がどの程度実効的に行われるのかなどといった事情も考慮された上で判断されることになると思われます。したがって、個々の事件において、全弁協の保証書の代用がどの程度許可されるかは、事案の内容次第であることはもちろん、本事業の運用状況にも左右される事柄であると考えられます。

つきましては、本事業の運用に当たり、最高裁判所に対し、①本事業による収支及び保釈保証金没取事案における求償権行使の状況については定期的に、②本事業の法令適合性に関する情報については必要に応じて、情報提供いただきますよう、お願い申し上げます。

また、本件要請事項2については、全弁協の保証書の代用を許可するか否かは保釈担当裁判体の判断事項であり、裁判所として要請を受け入れることができる性質の事柄ではないと考えられること、本件要請事項3については、各対応裁判所がそれぞれに判断すべき事項であることについては、何とぞ御理解いただきますよう、申し添えます。

おって、各弁護士会連合会又は各単位弁護士会に対しては、各裁判所に対する要請前に、本書面記載の意見を御伝達いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具